

令和元年度 事業報告

[会 勢]

1 会員数

期首（4月1日）	増加	減少	期末（3月31日）
150会員	2会員	2会員	150会員

2 会費口数

期首（4月1日）	増加	減少	期末（3月31日）
886口	11口	2口	895口

3 役員

理事 14名（うち 会長1名、副会長2名、常務理事1名）

監事 2名

4 職員

事務局長（常務理事兼務）1名、総務班1名、じん芥処理班7名

5 主要施設

施設名	形状寸法等	数量	摘要
(1)設備			
第一清港丸	木造船 4.8トン	1隻	川崎市より無償貸与
つばき	鋼船 13.0トン	1隻	〃
陸揚げクレーン	2トン吊	1基	〃
油回収装置		1式	〃
フォークリフト	2.38トン積み	1台	川崎清港会所有
(2)土地・建物			
土地		2,163.048㎡	川崎市より無償貸与
管理事務所	鉄骨造平屋建	56.33㎡	〃
作業員詰所	鉄筋コンクリート造2階建	133.46㎡	〃
焼却炉建屋	鉄筋スレート葺き平屋建	219.30㎡	〃
誘引通風機室建屋	コンクリートブロック造平屋建	32.00㎡	〃
燃料庫建屋	コンクリートブロック造平屋建	9.93㎡	〃

[事業]

本会は、川崎港内における漂流物等の除去、及び環境保全の啓発等を行うことにより、海水面を良好な状態に維持し、もって船舶の航行安全、公衆衛生及び環境保全の向上に寄与するため、次の事業を行った。

1 海面の清掃

川崎市から委託された海面清掃船「つばき」及び「第一清港丸」の2隻体制で、平日の午前午後の各一回、川崎港内16運河を中心にして東扇島の防波堤内外と東公園周辺を巡回すると共に、川崎市や海上保安庁、会員企業などからの出動要請にも対処し、じん芥や流木等の収集を行った。

令和元年度のじん芥収集実績は表1のとおりであるが、台風の影響が大きかったことなどから、前年度に比べ1.63倍の収集量となった。

表1 令和元年度 じん芥収集実績表 (注) じん芥収集量の中に流木を含む。

月別	稼働日数	稼働人員延数	じん芥収集量	摘要 (産廃等)
4	20日	118人	15.50m ³	
5	17	93	22.25	冷蔵庫、自転車、古タイヤ等
6	20	95	17.50	発泡スチロール
7	22	116	24.50	ロープ、発泡スチロール
8	19	123	58.25	
9	19	106	47.50	船舶フェンダー、冷蔵庫、畳等
10	21	126	102.00	廃船破片、木製パレット、発泡スチロール等
11	19	124	20.50	ベルトコンベアーのローラー部
12	18	116	21.00	古タイヤ
1	19	80	12.75	冷蔵庫、発泡スチロール
2	18	54	28.25	
3	21	80	28.25	古タイヤ、発泡スチロール、ロープ等
合計	233日	1,231人	398.25m ³	(33,099kg)
前年度	228日	1,269人	244.00m ³	(20,119kg)

※ドック入り期間

「つばき」 令和元年7月18日～19日、令和2年2月7日～3月18日

「第1清港丸」 令和元年6月18日～7月2日、令和2年1月9日～2月6日

2 流出油の事故処理

本年度は、油流出事故による出動要請は無かった。

本会は、「川崎管内排出油等防除協議会」主催の講習会に参加するとともに、協議会や川崎市の出動要請に対応するため、海面清掃船「つばき」に油回収装置を搭載して稼働させる訓練を3回行い、即応態勢を整えた。

3 環境保全の啓発

(1) 「海の月間」

7月に行われた「東京湾クリーンアップ大作戦」に参加し、海面清掃船2隻に「海をきれいに安全に」の横断幕を掲出するとともに、清掃活動の詳細な収集データを提供した。

(2) 「清港会独自キャンペーン」

8月に当会の独自キャンペーンとして、「きれいな海を未来の子どもたちへ」を合言葉に、当会作成のアニメ調のポスターを市営バス車内（塩浜営業所管内）に掲示するとともに、会員各位に配布した。また、海面清掃船2隻に「きれいな海を未来の子どもたちへ」の横断幕を掲出した。

(3) 事業活動見学会

川崎港見学を行う団体等からの依頼に対応し、当会の海面清掃船の活動状況や、収集したじん芥・流木等の説明を行い、特に収集量の多いビニール袋やペットボトルの投げ捨て防止をアピールするなど、環境保全に当会が貢献していることを広報した。

(4) 川崎マリエンでの啓発展示

公益社団法人川崎港振興協会との協働で、清港会の活動紹介や川崎港の環境保全への理解を市民に深めてもらうための展示を川崎マリエン2階に於いて行った。

この展示品は、「川崎みなと祭り」の際にも川崎清港会のブースに展示しており、環境保全への理解を促進するため活用している。

4 その他

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づき、当会の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査が、令和元年11月8日に実施された。

その結果、報告徴収の必要は認められず、引き続き、適正な法人運営に努めるとともに、一層充実した公益目的事業等を推進するよう要請された。